

○経済産業省令第 号

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行に伴い、並びに電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年 月 日

経済産業大臣 名

電気事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

（略）

（電気関係報告規則の一部改正）

第二条 電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

（略）

（電気事業会計規則の一部改正）

第三条 電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

（略）

（石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第四条 石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

（略）

（電気設備に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第五条 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

（略）

（発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める

省令の一部改正)

第六条 発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

(略)

(沖縄振興開発金融公庫の貸付金を借り入れた一般電気事業者の公告手続に関する省令の一部改正)

第七条 沖縄振興開発金融公庫の貸付金を借り入れた一般電気事業者の公告手続に関する省令（平成十四年経済産業省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

(略)

(経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正)

第八条 経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用

を受ける特定事業を定める省令（平成十五年経済産業省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

（略）

（一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令の一部改正）

第九条 一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令（平成十六年経済産業省令第一百八号）の一部を次のように改正する。

（略）

（電源線に係る費用に関する省令の一部改正）

第十条 電源線に係る費用に関する省令（平成十六年経済産業省令第一百十九号）の一部を次のように改正する。

（略）

（電気事業託送供給等収支計算規則の一部改正）

第十一条 電気事業託送供給等収支計算規則（平成十八年経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

(略)

(原子力発電工事償却準備引当金に関する省令の一部改正)

第十二条 原子力発電工事償却準備引当金に関する省令(平成十九年経済産業省令第二十号)の一部を次のように改正する。

(略)

(電気使用制限等規則の一部改正)

第十三条 電気使用制限等規則(平成二十三年経済産業省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

(略)

(広域的運営推進機関に関する省令の一部改正)

第十四条 広域的運営推進機関に関する省令(平成二十六年経済産業省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

(略)

(電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給

等約款において定めるべき事項等に関する省令の一部改正)

第十五条 電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款において定めるべき事項等に関する省令(平成二十七年経済産業省令第五十六号)の一部を次のように改正する。

(略)

(小売電気事業の登録の申請等に関する省令の一部改正)

第十六条 小売電気事業の登録の申請等に関する省令(平成二十七年経済産業省令第五十八号)の一部を次のように改正する。

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。ただし、第十一条及び第十六条の規定は、公布の日から施行する。

(卸供給料金算定規則等の廃止)

第二条 次に掲げる省令は、廃止する。

一 卸供給料金算定規則(平成十一年通商産業省令第百七号)

二 電気事業法第二条第一項第五号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物を定める省令(平成二十七年経済産業省令第五十五号)

(電気事業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に電気事業法施行規則第五十条第一項第一号に掲げる事業用電気工作物を設置する者であつて、同条第二項に掲げる事項を保安規程において定めている者のうち、第一条の規定による改正後の同令第五十条第一項第二号に掲げる事業用電気工作物を設置することとなる者については、新たに同条第三項に掲げる事項を保安規程に定め、届け出ることを要しない。

2 この省令の施行の際現に電気事業法施行規則第五十条第一項第二号に掲げる事業用電気工作物を設置する者であつて、同条第三項に掲げる事項を保安規程において定めている者のうち、第一条の規定による改正後の同令第五十条第一項第一号に掲げる事業用電気工作物を設置することとなる者については、この省

令の施行の日から六十日以内に、新たに同条第二項に掲げる事項を保安規程に定め、届け出なければならぬ。

（電気関係報告規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この省令第二条の規定による改正前の電気関係報告規則に係る報告（この省令の施行の日前の事項に関するものに限る。）については、なお従前の例による。

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第三条の規定による改正後の電気事業会計規則（以下「新会計規則」という。）の規定は、この省令の施行の日以後の会計整理について適用し、同日前の会計整理については、なお従前の例による。

第六条 改正法附則第二条第二項に規定するみなし小売電気事業者については、改正法附則第十六条第一項の義務を負う間、新会計規則の規定を適用する。この場合において、新会計規則第四条中「一般送配電事業、送電事業及び発電事業」とあるのは「小売電気事業」と、新会計規則第十条中「電気事業法（以下「法」という。）第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）、

法第二十条第一項の規定により届け出られた最終保障供給約款又は法第二十一条第一項の規定により届け出られた離島供給約款」とあるのは「改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款」と、新会計規則第四十三条中「法第二十七条の二第二項（法第二十七条の十二及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）」とあるのは「改正法附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有する改正法による改正前の電気事業法第三十四条第二項」と読み替えるものとする。

第七条 改正法附則第四条第二項に規定するみなし登録特定送配電事業者については、第三条の規定による改正前の電気事業会計規則（以下「旧会計規則」という。）第一条及び第四十二条から第四十七条まで並びに別表第三及び別表第四の規定は、みなし登録特定送配電事業者が改正法附則第二十三条第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、旧会計規則第四十五条中「電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「法」という。）第二十四条第一項」とあるのは「電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。以下「改正法」という。）附則第二十五条第一項」と、旧会計規則第四十七条中「法第三十四条第二項」とあるのは「改正法附則第二十三条第三項の規定によりなおその効力を有する改正法による改正前の電気事業法第三十四条第二項」と、旧会計規則別表第三中「電力卸

仲介業者から」とあるのは「卸電力取引所を介して」と、「法第24条第1項の届出をした供給条件以外の契約によつて一般電気事業者及び電力卸仲介業者に」とあるのは「改正法附則第25条第1項の届出をした供給条件以外の契約によつて電気事業者に販売し、及び卸電力取引所を介して」と読み替えるものとする。

第八条 改正法附則第二条第一項又は第三条第一項の規定により改正法第一条の規定による改正後の電気事業法（以下「新法」という。）第二十七条の二十七第一項の届出をしたものとみなされた者（以下「みなし発電事業者」という。）については、新会計規則第三条の二の規定は、適用しない。

第九条 新法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者は、新会計規則第二十六条に規定する対象発電事業者が電気事業会計規則の一部を改正する省令（平成十七年経済産業省令第九十二号）附則第二条の規定に基づきこの省令の施行の日以降に終了する各事業年度において積み立てた使用済燃料再処理等引当金のうち、当該一般送配電事業者が託送供給（新法第二条第一項第六号に規定する託送供給をいう。）によつて回収されると見込まれる額を、費用として計上しなければならない。

第十条 みなし発電事業者は、その運用する原子炉を廃止しようとする場合において、当該原子炉に係る原

子力発電設備（原子炉の廃止に必要な固定資産、原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産及び資産除去債務相当資産を除く。以下この項において同じ。）、「当該原子力発電設備に係る建設仮勘定及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く。以下「原子力発電設備等簿価」という。）並びに当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等費及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額（以下「原子力廃止関連費用相当額」という。）を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとするみなし発電事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該みなし発電事業者は、当該申請に基づく承認に関する処分があるまでの間は、同項の規定にかかわらず、当該申請に係る原子力発電設備等簿価及び原子力廃止関連費用相当額を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上することができる。

- 一 廃止しようとする原子炉の名称
- 二 原子炉を廃止しようとする理由
- 三 原子力発電設備等簿価及び原子力廃止関連費用相当額

四 前号の額の算定根拠

3 経済産業大臣は、前項の申請書を受理した場合において、前項第二号に掲げる事項がエネルギー政策の変更、安全規制の変更その他これらに準ずるものに伴うものであり、かつ、同項第三号に掲げる事項が適当であると認められた場合は、これを承認するものとする。

4 第一項の承認を受けたみなし発電事業者は、第二項第三号に掲げる事項に変更があつた場合において、その変更額を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

5 前項の承認を受けようとするみなし発電事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該みなし発電事業者は、当該申請に基づく承認に関する処分があるまでの間は、同項の規定にかかわらず、当該申請に係る原子力発電設備等簿価及び原子力廃止関連費用相当額を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上することができる。

一 第二項第三号に掲げる事項を変更しようとする原子炉の名称

二 第二項第三号に掲げる事項を変更しようとする理由

三 第二項第三号に掲げる事項に係る変更額

四 前号の変更額の算定根拠

6 経済産業大臣は、前項の申請書を受理した場合において、前項第二号に掲げる事項がエネルギー政策の変更、安全規制の変更その他これらに準ずるものに伴うものであり、かつ、同項第三号に掲げる事項が適当であると認められた場合は、これを承認するものとする。

7 みなし発電事業者（当該みなし発電事業者たる法人が改正法附則第十六条第一項に規定する特定小売供給を行う場合に限る。）に係る原子力廃止関連仮勘定は、次の各号に掲げる期間において当該各号に定める額を償却することとする。

一 当該みなし発電事業者が第一項又は第四項の承認を受けた日から当該日以後初めて改正法附則第十八条第一項の規定により特定小売供給約款（特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第 号。以下「算定規則」という。）第二十一条の規定により料金を設定したものに限り。次項第一号において「認可供給約款」という。）の認可を受け、又は改正法附則第十六条第三項の規定により特定小売供給約款（算定規則第三十九条第一項の規定により料金を設定したもの又は同条第二項の規定

により料金を設定したもの（原子力廃止関連仮勘定償却費の変動額を基に料金を設定した場合に限る。

）に限る。次項第一号において「届出供給約款」という。）の届出をして特定小売供給約款を変更する日の属する月までの期間 電灯料、電力料、地帯間販売電力料及び他社販売電力料によって回収されると見込まれる額（第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）

二 前号の変更する日の属する月の翌月から十年間 十年間均等償却するものとして算定した額

8 みなし発電事業者（前項に規定するみなし発電事業者以外のみなし発電事業者に限る。）に係る原子力廃止関連仮勘定は、次の各号に掲げる期間において当該各号に定める額を償却することとする。

一 当該みなし発電事業者が第一項又は第四項の承認を受けた日から当該日以後初めて当該みなし発電事業者の供給の相手方であるみなし小売電気事業者が改正法附則第十八条第一項の規定により認可供給約款の認可を受け、又は改正法附則第十六条第三項の規定により届出供給約款の届出をして特定小売供給約款を変更する日の属する月までの期間 当該みなし小売電気事業者の電灯料、電力料、地帯間販売電力料及び他社販売電力料によって回収されると見込まれる額（当該みなし発電事業者の第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）

二 前号の変更する日の属する月の翌月から十年間 十年間均等償却するものとして算定した額

(一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 新法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者は、この省令の施行の日以降遅滞なく、改正法附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令（平成二十七年経済産業省令第五十七号）に基づき算定した事業者間精算単価に係るこの省令第九条の規定による改正後の一般送配電事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令第五条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出した事項に変更があったときは、遅滞なく、その変更に係る書類を経済産業大臣に提出しなければならない。